公告　1336

令和　8年　2月　27日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長　　齋藤　　一也

第19期　第7回組合会会議録の掲載について

前略　厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1226第1号）に基づき、
「第19期　第7回組合会会議録」を掲載します。

草々

第19期第7回組合会会議録

伊藤忠連合健康保険組合

第 19 期 第 7 回 組 合 会 会 議 録

1. 日　　時　令和 8 年 2 月 20 日(金)午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
2. 場　　所　ホテルグランドヒル市ヶ谷 会議室
　　東京都新宿区市谷本村町 4-1
3. 議　　案
　第 1 号議案　令和 8 年度事業計画及び令和 8 年度収入支出予算について
　第 2 号議案　令和 8 年度 各種保険料率について
　第 3 号議案　組合規約の一部変更について(事業所の異動)
　　1)　事業所の追加について
　　2)　事業所の削除(脱退)について
　　3)　事業所の削除(廃止)について
　　4)　事業所の名称変更について
　　5)　事業所の所在地変更について
　第 4 号議案　組合規約の一部変更について(子ども勘定)
　第 5 号議案　保健事業補助金支給規程の一部変更について
　報告事項 1　会計事務取扱規程の一部変更について
　報告事項 2　再雇用職員規程の一部変更について
　報告事項 3　保有財産の保有方法について
　報告事項 4　第 20 期　組合会議員総選挙について
　報告事項 5　第 20 期 監事選挙について
　報告事項 6　議員の異動について
　報告事項 7　個人情報保護に関する取り組みについて
4. 招集年月日　令和 7 年 12 月 17 日
5. 議 員 定 数　34 名
6. 出 席 議 員　34 名　(内 書面出席 6 名)
　① 選定議員　17 名　(内 書面出席 3 名)
　　齋藤 一也、林 啓志、谷 衡一郎、桑原 秀明、金澤 克彦、石野 完也、大橋 芳和、矢島 久嗣、
　　若林 利典、内田 達也、五十嵐 秀夫、堀井 達也、田村 拓也、藤間 裕之
　　書面出席: 玉川 哲史、福田 昌玄、中浜 康徳

　② 互選議員　17 名（内 書面出席 3 名）
　　川端 康志、佐久間 栄次、北川 正英、宝谷 太郎、佐々木 久慈、森田 裕介、平 将和、
　　大門 裕治、水落 政徳、西 健悟、横井 幹之、前田 顕、黒﨑 清、丸山 博信
　　書面出席:中村 貞、管野 康生、浅井 正博

7. オブザーバー　1 名 (伊藤忠商事㈱ 森川 友也)

定刻午後 3 時 30 分、議員定数 34 名のうち 34 名の出席（うち 6 名は書面出席）があり、健康保険法施行令第 9 条の規定による定足数を満たしていることを確認のうえ、議長が開会を宣した。議事録署名人に、選定議員の堀井 達也 氏、互選議員の黒崎　清 氏を指名し、これを承認した。

[議長]
健康保険法施行令により私が議長を務めさせていただきます。議員の皆様、本日はご多忙にも関わらずご出席いただき、ありがとうございます。それでは、これから議事に移らせていただきます。
本日の議案は、先にご送付申し上げました「議案書」の通り 5 議案と報告事項 7 件です。各議案の説明は、常務理事より行なわせていただきます。

[常務理事]
それでは、第 1 号議案 令和 8 年度事業計画(案)及び令和 8 年度収入支出予算(案)についてと第 2 号議案 令和 8 年度 各種保険料率については、各々関連しておりますので一括して説明いたします。

まず、現在進行中の令和 7 年度決算見込みについて説明します。
適用状況の平均被保険者数は、予算 54,700 人に対し決算見込み 54,272 人となり、428 人減少する見込みです。平均年収は、予算 5,916.7 千円に対して決算見込み 6,097.1 千円となり 180.4 千円増加する見込みです。その要因として、平均標準報酬月額が予算 384.2 千円に対し 392.1 千円となり 7.9 千円の増、賞与が予算 1,306.3 千円に対し 1,391.9 千円となり 85.6 千円の増が挙げられます。

次に収入について説明します。
① 健康保険収入は、予算 30,245,511 千円に対し、決算見込み 30,892,811 千円となり 647,300 千円増加する見込みです。その要因は、被保険者数は対予算比 428 人減となったものの平均年収が対予算比 180.4 千円増となったことによります。
② 国庫補助金収入は、予算 21,464 千円に対し決算見込み 214,994 千円となり 193,530 千円増加する見込みですが、その増加要因として、前期高齢者納付金に対する補助において、予算では 1 千円の名目計上を行っていますが実際には 193,510 千円交付されたことによります。
③ 財政調整事業交付金は、予算 249,718 千円に対し、決算見込み 412,542 千円となり 162,824 千円増加する見込みです。徴収した調整保険料を「財政調整事業拠出金」として健保連に納めていますが、財政状況が悪化している組合や高額な医療費が発生したときに「財政調整事業交付金」として組合に交付されます。

以上により収入合計は、予算 31,501,954 千円に対し、決算見込み 32,566,695 千円となり 1,064,741 千円増加する見込みです。

続いて支出について説明します。
① 保険給付費は、予算 16,518,958 千円に対し、決算見込み 15,720,689 千円となり▲798,269 千円となる見込みですが、被保険者数減および被保険者一人当たりも、令和 7 年度予算 301,992 円に対し、対予算比▲12,327 円の 289,665 円(対前年度比 4.1%減)となったことによります。
② 納付金は、予算前期高齢者納付金 4,934,169 千円、後期高齢者支援金 6,853,933 千円、納付金計 11,788,107 千円に対し、決算見込み前期高齢者納付金 4,706,929 千円、後期高齢者支援金 6,870,668 千円、納付金計 11,577,600 千円となり▲210,507 千円となる見込みです。
③ 保健事業費は、予算 1,571,982 千円に対し、決算見込み 1,541,295 千円となり▲30,687 千円となる見込みです。

以上により支出合計は、予算(予備費を除く)30,710,530 千円に対し、決算見込み 29,613,188 千円となり＋1,097,342 千円となる決算見込みとなります。

その結果収支差額は、収入合計 32,566,695 千円から支出合計 29,613,188 千円を差し引くと 2,953,507 千円の黒字となります。
経常収入・支出差引額は、経常収入 31,034,614 千円から経常支出 29,188,981 千円を差し引くと 1,845,633 千円の黒字となります。

続いて令和 8 年度予算について説明します。
適用状況の平均被保険者数は、決算見込み 54,272 人に対し、予算 54,700 人の 428 人増加を見込みます。
平均標準報酬月額は 395,000 円、平均賞与額は少しかための 1,354.9 千円を予算とし、平均年収は 6,094.9 千円を見込みます。
なお、令和 8 年度予算において別途積立金繰入の計上はございません。
以上より、令和 8 年度予算の保険料収入と調整保険料収入の合計は、令和 7 年度決算見込額 31,317 百万円に対し、245 百万円増の 31,562 百万円を見込んでいます。

令和 8 年度予算の収入は、32,038 百万円、支出において予備費 803 百万円を計上する予算となっております。前年度の 291 百万円の黒字予算に引き続き、令和 8 年度も約 803 百万円の黒字予算となります。
保険料収入の増加及び保険給付費の減少によるものです。

令和 8 年度の健康保険料率は、引き続き 9.60％でお願いしたいと思います。
令和 8 年度調整保険料率は 0.129%となり、その結果 9.471%分が保険料収入となります。

		R7 年度決算見込	R8 年度予算	②/①（%）
適用状況	事業所数	228	230	-
	平均被保険者数（人）	54,272	54,700	100.8%
	平均標準報酬月額（円）	392,100	395,000	100.7%
	平均標準賞与額（千円）	1,391.9	1,354.9	97.3%
	支給月	3.55	3.43	96.6%
	平均年収（千円）	6,097.1	6,094.9	100.0%
	健康保険料率（%）	9.47	9.471	-
	調整保険料率（%）	0.13	0.129	-
	合計（%）	9.60	9.60	-

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/①（%）
健康保険収入	30,892,811	31,136,500	100.8
調整保険料収入	424,083	425,296	100.3
退職積立金繰入	0	20,000	―
別途積立金繰入	500,000	0	0.0
国庫補助金	214,994	22,811	10.6
財政調整事業交付金	412,542	340,236	82.5
その他収入	122,265	93,224	76.2
収入合計	32,566,695	32,038,067	98.4
経常収入合計	31,034,614	31,268,687	100.8

として支出する。

（注）財政調整事業交付金：財政調整事業拠出金を財源として、一定基準を超える高額医療費の一部が還元される。

次に、支出について説明します。

令和 8 年度支出予算は、約 32,038 百万円を計上し、対令和 7 年度決算見込み 29,613 百万円に対して 2,425 百万円増えるようにみえますが、予備費 803 百万円を計上していますので、この予備費を除くと 1,622 百万円増となります。

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/① (%)
事務費	326,586	417,646	127.9
保険給付費	15,720,689	16,480,551	104.8
納付金	11,577,600	12,260,015	105.9
保健事業費	1,541,295	1,618,477	105.0
財政調整事業拠出金	424,083	425,296	100.3
その他の支出	22,935	33,472	145.9
予備費	0	802,610	－
支出合計	29,613,188	32,038,067	108.2
経常支出合計	29,188,981	30,803,976	105.5
経常収支差引額	1,845,633	464,711	25.2

（単位：千円）

それでは、事務費から順を追って説明します。
事務費は、職員の給与、事務所賃料、健保基幹システム運営費用の他、組合会開催に要する費用に当てられます。
令和 8 年度予算は、令和 7 年度決算見込み額に対し 27.9%増の 418 百万円を計上していますが、これは、当組合の基幹システムのベンダー変更があり、新ベンダーの導入費用及び人員 2 名増の予定があるためです。
また、当組合が入っているビルのオーナーから現状の坪単価月 22,000 円から 3,000 円アップの 25,000 円への値上げ要請がございましたが、交渉により 1,000 円アップの坪単価月 23,000 円となりました。

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/① (%)
事務所費（千円）	325,944	415,118	127.4
組合会費（千円）	642	2,528	393.8
合計（千円）	326,586	417,646	127.9
被保険者1人当たり（円）	6,018	7,635	126.9
保険料に対する割合（%）	1.06%	1.34%	＋0.28P

保険給付費令和 7 年度予算は、16,519 百万円を計上していましたが、令和 7 年度決算見込み 15,721 百万円となっており、令和 8 年度予算は 16,481 百万円とし、対令和 7 年度決算見込みに対して、760 百万円の増としています。1 人当たりでみると令和 7 年度予算 301,992 円/人、決算見込み 289,665 円/人に対して令和 8 年度は診療報酬改定の年となっており、予算 301,290 円/人と 4%増を見込んでいます。
令和 8 年度の保険料収入の 52.9%を占めています。

		R7 年度決算見込み①	R8 年度予算②	②/① (%)
法定給付費	被保険者	9,290,285	9,740,276	104.8
	被扶養者	5,374,448	5,635,601	104.9
	高齢者	751,914	788,228	104.8
	高額療養費	77,696	80,957	104.2
	合計	15,494,343	16,245,062	104.8
付加給付		226,346	235,489	104.0
保険給付費合計		15,720,689	16,480,551	104.8
被保険者１人当たり(円)		289,665	301,290	104.0
保険料に対する割合(%)		50.89%	52.93%	2.04P

（単位：千円）

納付金について説明いたします。

前期高齢者納付金は、65 歳から後期高齢者に移行する 74 歳までの保険給付費を前期高齢者の加入率によって平等に負担しようというものです。具体的には、会社をリタイアされた方の大半が国民健康保険に加入することから前期高齢者の加入率は 30%に上ります。そのため、国民健康保険も含む全国平均加入率の約 14%相当の前期高齢者の保険給付費を負担することになります。当組合の前期高齢者加入率は約 3.78%ですから 3.7 倍の負担が必要になります。

前期高齢者納付金は、令和 8 年度予算 5,051 百万円を計上し、令和 7 年度決算見込み 4,707 百万円に対して、344 百万円増加しますが、これは前期高齢者にかかる医療費が高くなった影響によるものです。

後期高齢者支援金は、75 歳以上の後期高齢者の保険給付費にあてるため、当組合に加入する全被保険者の年収総額に国が定めた負担率を乗じて算定されます。

令和 8 年度予算 7,209 百万円を計上し、令和 7 年度決算見込み 6,871 百万円に対して、338 百万円増となりますが、これは、月額・賞与とも増え、後期高齢者納付金の算出と基礎となる年収総額が増えたことによります。

令和 8 年度の納付金額は、保険料収入の 39.4%を占めています。

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②-①	②/① (%)
前期高齢者納付金	4,706,929	5,050,886	343,957	106.5
後期高齢者支援金	6,870,668	7,209,124	338,456	104.1
病床転換事務費拠出金	3	3	0	100.0
日雇拠出金	0	1	1	－
流行初期医療確保拠出金	0	1	1	－
合　計	11,577,600	12,260,015	682,415	105.9
被保険者１人当たり(円)	213,325	224,132	10,807	105.1
保険料に対する割合(%)	37.5%	39.4%	1.9P	－

（単位：千円）

保健事業費は、令和 7 年 12 月 16 日に開催された「健康管理事業推進委員会」において、各事業の企画・分析・評価等をおこなった結果、対令和 7 年度決算見込みに対し、特定健康診査事業費が 1 百万円の増、特定保健指導事業費が約 18.5 百万円の増、保健指導宣伝費が 22.8 百万円の増、疾病予防費が 34.6 百万円の増、体育奨励費で 0.3 百万円の増として、令和 7 年度決算見込比 77.2 百万円増の約 1,618 百万円として令和 8 年度予算を立てています。保健指導宣伝費における事業は、重症化予防の事業をはじめとして、肥満予防、歯周予防、受診勧奨事業に取り組んでいます。保健事業費の中では、疾病予防費が一番大きな割合を占めています。詳細は、収入支出予算書 28 ページをご覧ください。
保険料収入の 5.2 %を占めています。

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/① (%)
特定健康診査事業費	40,800	41,776	102.4
特定保健指導事業費	81,905	100,449	122.6
保健指導宣伝費	64,329	87,090	135.4
疾病予防費	1,311,218	1,345,819	102.6
体育奨励費	41,922	42,222	100.7
その他	1,121	1,121	100.0
合計	1,541,295	1,618,477	105.0
被保険者 1 人当たり(円)	28,399	29,588	104.1
保険料に対する割合(%)	4.99%	5.20	0.21P

(単位:千円)

以上が支出の説明となります。
一般勘定の収入・支出の説明は、以上となります。

次に介護保険の予算について説明致します。
介護保険料は、国から請求される介護納付金を納めるために徴収するものとなります。
令和 7 年度決算見込みの収支差引額は 430 百万円のプラスとなります。
令和 8 年度予算では、繰入金の計上は不要で、予備費 290 百万円を計上しているため黒字予算となります。
令和 8 年度の介護保険料率は、引き続き 1.75%でお願いしたいと思います。

	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/① (%)
第 2 号被保険者数 (人)	38,155	38,480	100.9
保険料徴収者数 (人)	29,980	30,100	100.4
平均標準報酬月額(円)	440,500	441,000	100.1
平均標準賞与額(千円)	1,683.9	1,614.1	95.9
(支給月数)	3.82	3.66	95.8

介護保険料率	R7 年度	R8 年度	②-①
	1.75 %	1.75 %	±0 p

		R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/①（%）
収入	保険料収入	3,635,631	3,637,767	100.1
	繰入金	0	0	－
	国庫補助金（事業費補助）	－	－	－
	雑収入等	62	688	1,109.7
	合計	3,635,693	3,638,455	100.1
支出	介護納付金	3,344,256	3,347,191	104.4
	還付金	389	1,148	295.1
	予備費		290,116	－
	合計	3,205,590	3,638,455	113.5
収支差引額		430,103	0	－

（単位：千円）

次に、子ども勘定についてご説明いたします。
子ども勘定は、令和８年度から新設された勘定で、一般勘定と介護勘定に加え、3つ目の勘定となります。
少子化問題に対応するため、子ども未来戦略が岸田内閣のときに作られ、子どもを産みやすい、育てやすい環境を整備するために子ども子育て支援法が制定され、この法律にもとづいて子ども子育て支援金が徴収されることになりました。使途としては、妊婦のための給付10万円相当の給付金、育児休業の手当の支給を給与の３分の２から10割に、児童手当の所得制限を撤廃、支給対象を高校生まで拡大、育児休業中の国民年金保険料の免除措置等に充てられ、そのための財源として徴収され支えることになります。健保組合は、被保険者から子ども子育て支援金を徴収し、国に納付する役割となります。保険料徴収の対象は、一般保険料と同様に、すべての被保険者から徴収します。
また、子ども子育て納付金の総報酬割概算負担率は約 0.2%と国から示され、段階的にアップさせる方針とのことです。
令和８年度 6,000 億円、令和９年度に 8,000 億円、令和 10 年度には１兆円を目安としているとのことです。
徴収額のイメージとしては、月額 50 万円の場合、月 1,150 円、労使折半のため本人負担額は 575 円となります。賞与にも 0.23%かかります。当健保組合の平均年収が 6,096 千円ですので、１人あたり 7,000 円/年 の負担となります。
令和８年４月分保険料から徴収となります。0.23%を労使折半となります。

	R7 年度予算	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/①（%）
平均被保険者数（人）	－	－	54,700	－
保険料免除者数（人）	－	－	760	－
平均標準報酬月額(円)	－	－	395,000	－
平均標準賞与額（千円）	－	－	1,354.9	－
（支給月数）	－	－	3.43	－
平均年収	－	－	6,094.9	－
子ども・子育て支援金率	－	－	0.23 %	－

		R7 年度予算	R7 年度決算見込①	R8 年度予算②	②/① (%)
収入	子ども・子育て支援金収入	－	－	707,134	100.9
	繰入金	－	－	0	100.4
	国庫補助金(事業費補助)	－	－		100.1
	雑収入	－	－	1	－
	一般勘定受入	－	－	2,400	95.9
	収入合計	－	－	709,535	－
支出	子ども・子育て納付金	－	－	658,864	－
	還付金	－	－	160	－
	積立金	－	－		－
	予備費	－	－	50,511	－
	支出合計	－	－	709,535	－
収支差引額		－	－	0	－

（千円）

次に、令和 7 年度決算見込みの残金処分見込額について説明致します

一般勘定の決算残金は、約 2,953.5 百万円となり、内 1.2 百万円は財政調整繰越金として令和 8 年度調整保険料収入に繰り越し、内 2.4 百万円を繰越金（子ども勘定相当分）として令和 8 年度に繰り越しを行い、残りの約 2,949.9 百万円を別途積立金に積立てを行う予定です。

令和 7 年度決算時保有見込額は、法定準備金が約 4,910 百万円、別途積立金が約 15,610 百万円、合計 20,520 百万円となる見込みです。

介護勘定の決算残金は、430 百万円となりすべて介護準備金に積立てを行う予定です。そのため、令和 7 年度決算時保有額見込は 1,261 百万円となる見込みです。

準備金保有額は、一般勘定と介護勘定合計の保有目標額 4,007 百万円に対して、保有額見込みは合計で 6,170 百万円、保有率は 154%となります。

なお、令和 9 年、令和 10 年の見通しとしては、医療費の伸び、納付金の算出基礎数値の伸びをもとに試算すると、令和 9 年度はマイナス 600 百万円、令和 10 年度はマイナス 1,600 百万円ほどを想定おりますが、別途積立金が令和 7 年度決算見込み時点で 1,560 百万円あるため繰り入れを行うことで対応できるため、当面は問題ないと思われますが、医療費、納付金の伸び及び積立金の状況を踏まえ検証していきたいと思います。

続きまして、第 2 号議案 令和 8 年度 各種保険料率についての説明です。

健康保険		令和 7 年度	令和 8 年度	
一般	基本	5.77%	5.741%	当組合の事業運営に充てられる料率
	特定	3.70%	3.73%	高齢者医療制度等の納付金に要する料率
	計	9.47%	9.471%	
調整		0.13%	0.129%	高額医療費・健保組合間の財政調整分
計		9.60%	9.60%	

介護保険	令和 7 年度	令和 8 年度	
	1.75%	1.75%	

子ども子育て支援金	令和 7 年度	令和 8 年度	
		0.23%	

調整保険料率が、令和 7 年度 0.13%から令和 8 年度 0.129%となったため、一般保険料が令和 7 年度 9.47%から令和 8 年度 9.471%となっています。

以上が第 1 号議案及び第 2 号議案についての説明です。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

≪全員の挙手を確認≫

ご承認ありがとうございました。

[議長]

それでは第 3 号議案 組合規約の一部変更について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

第 3 号議 組合規約の一部変更（適用事業所の異動）についてご説明いたします。

(1) 事業所の追加について（理事長専決により施行済）

組合規約第 4 条「別表 1」に、次の事業所を加える。

① ㈱電研エンジニアリング　大阪市北区　　（編入年月日 令和 7 年 9 月 1 日）

代表者　　春名　顕

資本金　　1,000 万円（㈱マイスターエンジニアリング 100%）

事業内容　　電気工事、設備保守管理の専門・技術サービス業等

被保険者数　12 人

設立年月日　昭和 60 年 5 月 1 日

②ウェルネオシュガー㈱九州工場　宮崎県日向市（新規適用年月日 令和 7 年 10 月 1 日）

支店の新設

被保険者数　61 人

③ ㈱カナメックス　神奈川県厚木市　　（編入年月日 令和８年１月１日）

代表者　　石室　祝

資本金　　2,000 万円（㈱マイスターエンジニアリング 100%）

事業内容　　半導体関連装置製造業等

被保険者数　34 人

設立年月日　昭和 60 年 6 月 18 日

④ ＭＦＡ㈱　東京都港区　　（編入年月日 令和８年１月１日）

代表者　　堀井　享

資本金　　7 億 9,870 万円（ほけんの窓ログループ㈱100%）

被保険者数　308 人

事業内容　　生命保険募集に関する業務等

設立年月日　平成 30 年 8 月 1 日

(2) 事業所の削除（脱退）について（理事長専決により施行済）

組合規約第 4 条「別表 1」から、次の事業所を削る。

	事業所名	人数	削除年月日	削除理由
1	紅忠サミットコイルセンター㈱	111	令和 7 年 10 月 1 日	住商連合健康保険組合に編入のため脱退

(3) 事業所の削除（廃止）について

組合規約第 4 条「別表 1」から、次の事業所を削る。

	事業所名	人数	削除年月日	削除理由
1	フジフレッシュフーズ㈱	21	令和 7 年 10 月 1 日	吸収合併のため廃止
2	アイ・ピー管理㈱	2	令和 7 年 11 月 1 日	解散のため廃止
3	東鋼産業（株）	17	令和 7 年 12 月 1 日	吸収合併のため廃止

計 3 事業所

(4) 事業所の名称変更について

組合規約第 4 条「別表 1」の下記事業所の名称を変更する。

	新（変更後）	旧（変更前）	変更年月日
1	ＣＫアドテック㈱	ＣＩＰＳアドバンス㈱	令和 7 年 8 月 1 日
2	㈱Ｌｅｏｎ	㈱レオン・インターナショナル	令和 7 年 10 月 1 日
3	Paidy 合同会社	㈱Paidy	令和 7 年 11 月 28 日

計 3 事業所

（5）事業所の所在地変更について

組合規約第４条「別表１」の下記事業所の所在地を変更する。

	新（変更後）	旧（変更前）	変更年月日
1	㈱フジサニーフーズ 大阪府吹田市	大阪府豊中市	令和７年 10 月１日
2	㈱ファミマ・サポート 東京都豊島区	東京都文京区	令和７年 11 月 21 日
3	㈱ファミマ・リテール・サービス 東京都豊島区	東京都文京区	令和７年 11 月 25 日
4	㈱Hana Plan 東京都港区	東京都世田谷区	令和７年 11 月 25 日

計４事業所

以上です。

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

[議長]
それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

≪全員の挙手を確認≫

ご承認ありがとうございました。

次に第４号議案　組合規約の一部変更、子ども勘定について常務理事から説明いたします。

[常務理事]
第４号議案　組合規約の一部変更、子ども勘定について説明いたします。

令和８年４月１日施行　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和８年４月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が開始されます。これに伴い、規約において予備費の費途・準備金の保有方法について定めるため変更します。健保連提供の規約改訂例に倣い改訂します。

新旧対照表（組合規約）	
新	旧
第１条～第４６条　略 （予備費の費途） 第４７条 １～２　略 ３　子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次に掲げるものとする。 (1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 子ども・子育て支援金還付金 （準備金の保有方法） 第４８条　略 ２　介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第１号、または第２号の方法によって保有しなければならない 附　則 （施行期日） この改定規約は、令和８年４月１日から施行する。	第１条～第４６条　略 （予備費の費途） 第４７条 １～２　略 （新設） (準備金の保有方法) 第４８条　略 2　介護納付金に係る準備金は、原則として前項第１号、または第2号の方法によって保有しなければならない。 附　則 （施行期日） この改定規約は、令和７年８月１日から施行する。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

≪全員の挙手を確認≫

ご承認ありがとうございました。

次に第５号議案　保健事業補助金支給規程の一部変更について常務理事から説明いたします。

[常務理事]

第５号議案　保健事業補助金支給規程の一部変更について説明いたします。

保健事業の一環であるオンライン禁煙プログラムの本人負担を廃止することに伴い、保健事業補助金支給規程の一部変更を行います。禁煙プログラムの参加者を増やしていくにあたり後期高齢者支援金の減額要因にもなりますので、本人負担額10,000円に関する規程を撤廃致します。

<table>
<tr><th colspan="2">新旧対照表（保健事業補助金支給規程）</th></tr>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>（データヘルス事業に係る補助の範囲）
第８条
<table><tr><th>事業の別</th><th>対象者</th><th>実施方法及び補助額</th></tr><tr><td>オンライン禁煙プログラム</td><td>禁煙外来利用者を除く被保険者</td><td>プログラム費用のうち、本人負担額を 10,000 円とし、本人負担額を除く費用を補助する。</td></tr></table>（データヘルス事業に係る手続き）
第９条
組合の定める書式にて前条のプログラムへの参加申込を行うとともに本人負担額を組合が指定する口座に振込むものとする。</td></tr>
<tr><td>（附　則）
<u>この規程は令和８年４月１日より施行する。</u></td><td>（附　則）
この規程は令和５年４月１日より施行する。</td></tr>
</table>

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

≪全員の挙手を確認≫

ご承認ありがとうございました。

次に報告事項に移らせていただきます。こちらは、理事会で決定したことの報告となります。

報告事項１　会計事務取扱規程の一部変更について常務理事から説明いたします。

[常務理事]

報告事項１　会計事務取扱規程の一部変更について説明いたします。

子ども・子育て支援金の徴収が始まることに伴い、会計事務取扱規程のうち、徴収関係に係る帳簿について、子ども・子育て支援金の記載を明確化することと、その他文言修正をするため変更します。

健保連提供の規約改訂例に倣い改訂します。

新旧対照表（会計事務取扱規程）	
新	旧
第１～２条　（略） （帳簿の備付） 第３条　この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係（略） 財務関係（略） 徴収関係 一　一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿 二　一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿 人事関係（略） 第４～４０条　（略） （備品の毀損等届出） 第４１条　備品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 （備品の廃棄処分） 第４２条　毀損その他の事由により備品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 第４３～４８条　（略） 附　　則 この規程は、令和８年４月１日から施行する。	第１～２条　（略） （帳簿の備付） 第３条　この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係（略） 財務関係（略） 徴収関係 一　保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿 二　保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿 人事関係（略） 第４～４０条　（略） （物品の毀損等届出） 第４１条　物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 （物品の廃棄処分） 第４２条　毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 第４３～４８条　（略） 附　　則 この規程は、令和７年８月１日から施行する。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に報告事項２　再雇用職員規程の一部変更について常務理事から説明いたします。

[常務理事]

報告事項２　再雇用職員規程の一部変更について説明いたします。

再雇用職員規程の見直しに伴い、新旧対照表のとおり一部変更を行います。

<table>
<tr><th colspan="2">新旧対照表（再雇用職員規程）</th></tr>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（雇用契約手続き）
第２条
再雇用を希望するものは、定年となる日の１年以上前に組合に文書で申し出るものとし、組合は就業規則第 19 条第 2 項に該当しない限り、定年となる日の 3 カ月前までに契約を締結するものとする。
2　再雇用者の雇用契約期間は、原則として、1 年間とする。
3　再雇用者が雇用契約期間満了の 1 ヶ月前の時点で、第 9 条に該当しない限り、雇用契約を更新するものとする。</td><td>（雇用契約手続き　~~期間~~）
第２条
再雇用を希望するものは、定年となる日の１年以上前に組合に文書で申し出るものとし、組合は就業規則第 19 条第 2 項に該当しない限り、定年となる日の 3 カ月前までに契約を締結するものとする。
2　再雇用者の雇用契約期間は、原則として、1 年間とする。
3　再雇用者が雇用契約期間満了の 1 ヶ月前の時点で、第 9 条に該当しない限り、原則として満 65 歳迄、雇用契約を更新するものとする。</td></tr>
<tr><td>（給与等の額）
第５条
再雇用者の給与等は、次のとおりとする。
①再雇用後の職務が定年退職時の職務と同等もしくは同等とみなされる場合、原則として定年退職時の月例給および賞与それぞれの 70%相当を支給する。

②前①項に加え、職能調整給として、定年前と同様に職員給与規程第 10 条に準じ、毎年人事評価を行い、これを支給する。
③再雇用後の職務が定年退職時の職務と大きく異なる場合は、前①②項の規定にかかわらず、給与等の額を新たに取り決めるものとする。
④諸手当は、就業規則を準用する。</td><td>（給与等の額）
第５条
再雇用者の給与等は、以下のとおりとする。
①月例給及び賞与
再雇用者の職務・職責により以下の区分に従い支給する。
<table><tr><th></th><th colspan="2">月　例　給</th><th colspan="2">賞　与</th></tr><tr><td>・事務長職</td><td>定年退職時の月例給</td><td>×70%</td><td>定年退職時の賞与</td><td>×70%</td></tr><tr><td>・その他の役職</td><td>同上</td><td>×60%</td><td>同上</td><td>×60%</td></tr><tr><td>・役職以外の職員</td><td>同上</td><td>×50%</td><td>同上</td><td>×50%</td></tr></table>尚、再雇用期間中の昇給は、原則として行わない。
②諸手当は、就業規則を準用する。</td></tr>
<tr><td>（退　職）
第９条
再雇用者が就業規則第 19 条に定める退職事由（第 1 項第 1 号を除く）の他、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。
①雇用契約期間が満了し、本人が更新を希望しないとき
②原則として満 65 歳に 4 月 1 日より 9 月 30 日までの期間に達した者は 9 月 30 日、10 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの期間に達した者は翌年 3 月 31 日に達したとき
③前項の規定にかかわらず、再雇用者が前項に規定した期間に達した以降であっても、本人および組合双方が職務の遂行を希望する場合、この規程とは別に新たに就業条件（就業期間、就業時間、職務内容、処遇等）を定めた雇用契約を設け、双方合意の上雇用することが出来るものとする。</td><td>（退　職）
第９条
再雇用者が就業規則第 19 条に定める退職事由（第 1 項第 1 号を除く）の他、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。
①雇用契約期間が満了し、本人が更新を希望しないとき
②満 65 歳に達したとき</td></tr>
<tr><td>（附　則）
この規程の一部変更は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。（施行日時点で再雇用該当者も含む）</td><td>（附　則）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。</td></tr>
</table>

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に報告事項３　保有財産の保有方法について常務理事から説明いたします。

[常務理事]
報告事項３　保有財産の保有方法について説明いたします。
① 別途積立金の保管替えについて

- 現在保有の別途積立金 12,659,747 千円（表 1 参照）のうち、特約付自由金利型定期預金への保管替えを、預入期間 2 年間・10,000,000 千円を限度に行います
- 当該 10,000,000 千円とは、別途積立金のうち令和 8 年度年間を通して必要な手元流動資金約 3,000,000 千円を除いた余剰資金残額約 12,609,747 千円の一部（表 2 参照）
- 保管替えする特約付自由金利型定期預金の商品（預入先・預入期間・預入額・利率）については、理事長に一任いたします

【参考：特約付自由金利型定期預金とは】
✧ 解約選択権が預入先の銀行側にあり、解約された場合には、別途積立金普通預金へ返還されるもの
✧ 預入者からの中途解約は不可なるも、やむを得ない事情等により預入者から中途解約を行う場合は、清算金が発生し元本を毀損する等の損失が生じる可能性あり
✧ 期間 2 年商品の利率は、2026 年 1 月 27 日時点　1.10%～1.45%
（参考：大口定期預金 1 年利率 0.75～0.91%）

（表 1）　令和 8 年 1 月末現在

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金　額
三 井 住 友	普　　通	－	－	2,214,711,154 円
	1 年定期	2026.08.07	0.275%	800,000,000 円
	1 年定期	2026.08.08	0.275%	800,000,000 円
三井住友信託	1 年定期	2026.03.18	0.800%	7,000,000,000 円
上記普通より繰替使用中（2026 年 3 月返還）				1,845,036,168 円
合計				12,659,747,322 円

（表 2）　（単位：千円）

令和 8 年 1 月末別途積立金総額	12,659,747
令和 7 年度決算残金（別途積立金への繰入）予定額	2,950,000
令和 8 年度別途積立金から収入への繰入額（予算）	0
令和 8 年度繰替使用見込額	▲3,000,000
残　額	12,609,747

② 別途積立金以外の保有方法について

下記のとおりの保有方法とします。

【準備金（一般勘定）】　　令和８年１月末現在

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金　額	満期以降
三 井 住 友	普　　通			624,610,308 円	
三菱 UFJ 信託	５年定期（特約付）	2029.04.27	0.700%	1,000,000,000 円	＊
	１年定期	2026.03.31	0.275%	425,353,104 円	継続
三井住友信託	５年定期（特約付）	2029.09.16	0.805%	1,000,000,000 円	＊
	１年定期	2026.03.31	0.550%	500,000,000 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.550%	598,793,178 円	継続
	１年定期	2026.04.27	0.275%	76,415,000 円	継続
	１年定期	2026.06.04	0.500%	500,000,000 円	継続
			銀行預金合計	4,725,171,590 円	
支 払 基 金	委 託 金			184,533,000 円	継続
			合計	4,909,704,590 円	

＊　５年特約付自由金利型定期預金は、金融機関側に解約選択権があるため、解約された場合は、普通預金他への保管替えを行うこととなる。

【準備金（介護勘定）】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金　額	満期以降
み　ず　ほ	普　　通	－	－	580,597,334 円	
	１年定期	2026.04.08	0.275%	100,000,000 円	継続
	１年定期	2026.04.08	0.275%	150,000,000 円	継続
	【再掲】上記普通より繰替使用中（2026 年３月返還）			190,000,000 円	
			合計	640,597,334 円	

【退職積立金】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金　額	満期以降
三菱 UFJ 信託	１年定期	2026.03.31	0.275%	10,897,000 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	10,845,807 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	6,084,000 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	7,014,000 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	7,400,000 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	8,742,750 円	継続
	１年定期	2026.03.31	0.275%	8,865,000 円	継続
	１年定期	2026.09.30	0.275%	9,225,500 円	継続
	１年定期	2026.09.30	0.275%	3,506,803 円	継続
	１年定期	2026.09.30	0.275%	9,181,140 円	継続
	１年定期	2026.09.30	0.275%	9,000,000 円	継続
			合計	90,762,000 円	

＊退職金支払事由発生時は、上記口座より適した口座を解約し、残金は定期預金に積立を行う。

令和 7 年度積立予定額

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三菱 UFJ 信託	期日指定定期	2026.09.30	未　　定	9,200,000 円	新規 (2026.3 月 積立予定)
			合計	9,200,000 円	

[議長]
ただ今のご説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に、報告事項 4　第 20 期組合会議員総選挙について常務理事よりご説明いたします。

[常務理事]
報告事項 4 第 20 期組合会議員総選挙について説明致します。
令和 8 年 3 月 31 日をもって第 19 期組合会議員の任期が満了するため、3 月 18 日（水）に　第 20 期組合会議員総選挙を行います。選挙長は、当健保組合事務長竹島弘道とし、選挙事務手続は事務局に一任いただきます。当選人の任期は第 20 期令和 11 年 3 月 31 日までとなります。

第 20 期組合会議員決定後、直ちに第 20 期理事選挙を実施し、新理事による理事長選挙を実施します。
当選人の任期は第 20 期令和 11 年 3 月 31 日までとなります。
なお、理事長の処遇につきましては、現行同様月例給 400,000 円、賞与・退職金なしとなります。

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に、報告事項 5 第 20 期監事選挙について常務理事より説明いたします。

[常務理事]
報告事項 5 第 20 期監事選挙について、監事 2 名が任期満了のため、4 月 1 日（水）に第 20 期第 1 回組合会を開催し監事選挙を行います。
なお、当選人の任期は、第 20 期令和 11 年 3 月 31 日までとなります。

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に報告事項 6 議員の異動について常務理事より説明いたします。

[常務理事]
報告事項 6 議員の異動について説明いたします。
退任議員、就任議員は以下のとおりとなります。
【退任】
選定議員　松吉　宏明　氏　シーアイ繊維サービス㈱　　令和 7 年 9 月 30 日

【就任】
選定議員　福田　昌玄　氏　シーアイ繊維サービス㈱　　令和 7 年 10 月 1 日

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に、報告事項 7　個人情報保護に関する取り組みについて常務理事より説明いたします。

[常務理事]
報告事項 7　個人情報保護に関する取り組みについて説明いたします。
厚生労働省保険局長通知により、組合のルールを策定する立場にある組合会議員においても、個人情報の重要性、取り扱う上でのルールへの理解が求められている。そこで、個人情報を適切に保護する　観点から当組合の取り組みについて、別紙「伊藤忠連合健康保険組合　個人情報保護について」のとおり報告いたします。

[議長]
ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
以上で本日の議案・報告事項は、全て終了いたしました。長時間のご審議ありがとうございました。
これにて第 19 期第 7 回組合会を終了いたします。
午後 5 時 00 分　議長が閉会を宣した。

以上